

# 古事記は、だれが書いたか

——亀井理論との対話——

## 一 はじめに

まだ、漢字が日本語を書き表すのに十分なじんでいなかった時代、この国のことばは、どのようなかたちで文字化されたのか、そしてまた、そこには、どのような困難と創意があつたのか。古事記という書物には、この単純で避けがたい、しかも、およそ一国の文化史におけるもつとも緊迫した出来事のひとつに数えられるべき体験が書きとゞめられている。

亀井孝氏の論考『古事記はよめるか』<sup>1</sup>は、そのような認識からこの書物にアプローチしたたぐいまれな試みであった。古事記をよむという作業の根底が、方法論上の問題にすりかわることを拒むその強靱な実証思考に導かれて、わたしたちがおのずとたどり着く先は、日本語が文字(漢字)

## 西 條 勉

と出会う瞬間である。「古事記は、よめるか」というのは、いかによむかという、いわばよむことの方法を模索しようとする手前の段階で、わたしたちを不安に駆り立てる問い方である。古事記は、本当によめるのかどうか。これが、かりに解釈に先立ってだれしも感じる不安であるなら、亀井氏は、きわめて断定的なトーンでつぎのように答えるだろう、すなわち——古事記というテキストにおいては、すべてがよみきれた、というような完全なよみ方はあり得ないのだ、と。

ところが、亀井氏の筆鋒は、それが、けつして方法論上の不備によるのではないことを論証するのである。なぜなら、その不完全さは、氏によれば、日本語が文字と出会う構造に胚胎されたからである。かくして、わたしたちは、古事記がよめるかどうかの不安が、古事記が文字化される

ときの不安、ひいては日本語が漢字と出会うときの不安に根ざすものであったことを知らされる。古事記というテキストにはらまれる八よむことの不完全さ√は、それが、文字で書かれたものとしてのテキストの成立そのものにかかわるといふ点において、完全なかたちでそれを克服するころとは、もはや望みえないという前提が敷かれているわけである。もつとも、その程度のことは、日本語のことばが文字化されるという驚くべき事態に比べれば、さほど深く悔やむべき不幸ではないとすべきであろうから、わたしたちが直視すべきは、あくまでも、亀井氏の見極めた日本語と漢字の出会い瞬間でなければならぬ。古事記というテキストは、そのような凝視に十分耐えうるいきさつをもつているはずである。

けれども、亀井氏は、自身のモチーフを主として原理的な次元で展開する方面に力を注いでおり、そのため、古事記の文字表記を、日本語と漢字が出会うその構造においてよみとっていくという作業に関しては、この書物の書き手が採用した文字法の成立時点にさかのぼって実践されるべく、将来の「文献訓詁」の学に委ねられている。

## 二 亀井論の難解さ

「古事記は、よめるか」という問いかけは、このように、

古事記を、日本語が漢字と出会うその局面においてよみ取ろうとする方向にむけられている。氏の論文が並外れた根源性をもちえている理由は、終始、その原理的な水準において、古事記をよむことの可能性と不可能性が思考されている点にあるといつてよい。むしろ、それは、古事記という文字テキストの存立基底にかかわっているはずである。

したがって、亀井氏の考察がいかに抽象度が高くても、それが、古事記の成書過程というきわめて具体的な次元に関与していることは、改めて言うまでもない。この点に関して、氏はどのように考えていたのであろうか。氏の論述から成立論にかかわる行文のみをピックアップ・アップするのは、論の趣旨を浅薄なものにするおそれがあるが、さしあたっての確認として、古事記の書き手が太安萬侶であったと考えられている点はおさえておく必要がある。その根拠となっているのは、いうまでもなく、つぎにその一節を引用する古事記の上表文(序)である。

詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭以獻上者、謹隨詔旨、子細採摭。然、上古之時、言意並朴、敷文構句、於字即難。已因訓述者、詞不逮心。全以音連者、事趣更長。是以今、或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓錄。即、辭理叵見、以注明、意況易解、更

非注。亦、於姓日下、謂玖沙訶、於名帶字、謂多羅斯、如此之類、隨本不改。

この部分を、亀井氏は「古事記の文体に対する著者の用意が述べられてある」とし、漢字の訓のみでも音のみでもうまく書き表せない日本語を「交用音訓」か「全訓」で書いているかとする方針（用意）が記されている、と読みとっている。もつとも、そのような要約のしかたは、展開されている論の核心からすれば、ほとんど曲解であると言つてよいほど平板な受けとめ方であつて、この一節から氏が問題としているのは、「全音」を避けて「訓」中心でいこうとする方針が選ばれた背後の理由であり、しかも、そのことによつて齎された漢字自体の変質、つまりは日本漢字の特質である。この点に関しては別に稿を改めねばならない問題であるが、当面、ぜひとも注視しておくべきは、右に要約した方向の延長で亀井氏が直面したジレンマについてである。論文の末部から引用してみよう。これは、津田左右吉氏や倉野憲司氏の主張する「安萬侶書き下ろし」説に異を立てるかたちで述べられている。

あのやうな様式の序文を書きえたヤスマロが、古事記の本文を書くことは、かなり、不本意であつたであらう。しからば、かの序文に述べるところは、その氣持からの辨明をふくんであるであらう。ヤスマロのしご

とは、かの、聖徳太子の、三經義疏を著はすがごとき  
のしごとではなく、既存の記録を整理し編纂すること  
にあつたのであつて、そのばあひ、かれとして、いは  
ゆる資料主義をとる責任があつた。

別の行文では、また、「わたたくしは、古事記において、ヤスマロが、一往、すつかり自分の方針で書きかえたのは、歌謡の部分だけであるものと解釋してゐる」とも述べられている。ごく表面的な理解に立てば、上表文から安萬侶自身の文字法を読みとる解釈と、「資料主義」による本文の編纂という見方は、決して両立するものではない。それにもかかわらず、そのあい反する見解が述べられているところ  
に、『古事記はよめるか』という論文のもつ分かりにくさがある。そのため、古事記の成立論に不可欠の基礎づけを提供する成書過程の問題に関して、氏の言説から何らかの指針を受け取るのはかなり困難であると言わざるをえない。そのことが、必ずしもこの論文の価値を損なうことにならないとしても、このジレンマの出どころとそれの意味するところは、はつきりと見定めておくべきであらうと思う。

古事記の成書過程に関して亀井氏の直面したジレンマは、おそらく、この書物の書き手が安萬侶であつたということが、そう簡単には決定しかねる事情を含むことを暗示している。もつと単純に言えば、上表文の文面からかりに「安

萬侶の方針」を読みとつたばあいでも、そのことから直ちに本文の「安萬侶書き下ろし」説が成り立つほど問題は透明ではない、ということである。わたしたちがいちばん避けねばならないのは、「安萬侶の方針」を不用意に「安萬侶書き下ろし」説に結びつけたり、あるいは「資料主義」をもって「安萬侶書き下ろし」を否定するというかたちで、亀井氏の直面したジレンマを安易に解消してしまうことである。わたしたちは、「安萬侶の方針」と「資料主義」とのあいだに未決定なかたちで息づいている著者の思考のなかで、この論文が真に問い続けている問題の核心に出会わねばならないのである。そもそも「安萬侶の方針」とはどのようなことなのか。

亀井氏が論の進行につれて「資料主義」に傾いていった—あるいは、そうならざるをえなかった理由のひとつは、本文に認められる用字や構文の不統一である。たとえば、清寧記の室壽詞にみられる「五十(隠)」「三尾」「矣」「魚簣」といった借訓仮名や、仁徳記歌謡(六五)にガに宛てたと思われる「須宜波良」の「宜」字などがその代表例としてあげられている。これらを、氏はおゝむね古態の用字法とみており、したがって、上表文に「随本不改」として例示される「日下」や「帯」と同様、原資料のまゝ書き改められなかつた旧辞類の文字使いであろうと推定されてい

る。

このように、用字法のばらつきを例示して本文の不統一さを指摘する研究は、その後も幅広く試みられているが、しかし、それらの多くは「安萬侶書き下ろし」説を前提にして行なわれていると言つてよい。つまり、古事記の本文は、原則的には安萬侶の用字法に基づいて新たに書き下ろされたものであるけれども、その中にまゝ原資料の用字が改められずに写しとられているケースがある、とするのである。だが、このような考え方は、個々の検討が精緻になり厳正になればなるほど、古事記の成書過程を説明するといふより大きな枠組みの中では、かえつてあいまいなものにならざるをえない。不改と認定される用字の事例数が多くなればなるほど、ますます原資料と現テキストとの境目はぼやけるであろうし、あまつさえ、安萬侶の用字法なるものもその独自性が疑われることになるからだ。

亀井氏の所説が、そのような要素をまったく含まないというわけではない。先に引用した「ヤスマロが、一往、すつかり自分の方針で書きかえたのは、歌謡の部分だけであるものと解釋してゐる」というのは、裏をかえせば、本文の方は安萬侶が自分の方針ですつかり書きかえたわけではない、という趣旨であろう。そこに、「資料主義」という別個の視点が呼び寄せられる内因がある。この危うい綱渡り

は、しかしながら「安萬侶書き下ろし」説を前提として立てられているのではないという点に關しては、いたつて明瞭である。論の本筋において、氏は、それとはつきり區別されるべき立場をとっている。氏の挙げる事例は、それを個々に帰納して「資料主義」を立証すべくされているのではない。事例はそれ自体で個々の主張をもっており、それを「資料主義」とするのは説明の便法である。それによつて亀井氏が示そうとするのは、「安萬侶書き下ろし」説が許容すべからざる矛盾を抱え込んでいるという事実である。再び論の末部を引用してみよう。これは「そこで安萬侶はこの障壁を除去するために、一つの方法を案出したのである」という倉野憲司氏の見解に続けられている。

こゝにヤスマロが案出した方法とあるのは、音訓交用のことをさしてゐる。しかし、これは、決して、ヤスマロの案出した方法ではあるまい。ヤスマロの據つた方法にすぎまい。もとより、古事記以前に沂りうる音訓交用體のしかるべき作例を示しえないうらみはあるけれども、しかし、もし、さういふ方法がヤスマロの案出した方法であつたなら、萬葉集のうたにみられる音訓交用の様式のごときも、ヤスマロが案出した方法から發展したことになつてしまひはしないだらうか。

「安萬侶が案出した方法」と「安萬侶の據つた方法」と

のちがいは、亀井氏によればきわめて明白である。いわゆる人麻呂歌集非略體歌（音訓交用様式）の書き手が、人麻呂自身であろうとする今日の万葉字に照らしてみても、氏の示した疑問はまったく正当なものであるし、また、當時は「しかるべき作例」を示しえなかつた古事記以前の音訓交用體も、その後が発掘された木簡資料によつて、少なくとも藤原朝には音訓を交用する宣命體様式が形成されていた事実が明らかになつている。安萬侶が古事記の撰録を命ぜられた元明朝は、とても、音訓交用體の創案を公言しようのような時代ではなかつた。それは、とうに、同時代の共通認識だったのである。旧辭類の表記形態が安萬侶の工夫した用字法に基づいて塗りかえられたとする「安萬侶書き下ろし」説は、今日の表記史的な観点からすれば、成立する基盤をほとんどもちえないと言つてよい。

亀井氏は、この見地をいち早く先取りしていたのであるが、ただし、そのように安萬侶の「案出」説が表記史のうえから考えがたいということのみで、「安萬侶の據つた方法」という新見が出されているわけではない。右に引いた論末の一節は、つぎにみる冒頭部の一節と対応しているのである。

しからば、なにがヤスマロをして△「訓」でゆかう、▽という風に考へさせたか。もちろん、その方が漢字の本

義にかなふであらうし、同時に冗漫もさけられる。しかし、ヤスマロの、かれのいはゆる、「訓」を主とするたてまへをとつたのが、はたして、もつばらそのやうな理由からだけであつたであらうか。とにかくも、いふところの「訓」を主とするたてまへをとらうとして、そして、そのたてまへをとつたのは、たとへ、さうせざるを得なかつたのでなくとも、さうしえたからにほかならない。つまり、そのやうなたてまへは、かれの自覺的に確立した方針ではあつても、いまだひとの試みなかつたかれの創意だつたり、肆意だつたりするものではないはずである。

なぜこのような臆断ともいえる見通しが述べられるのかといえ、そこに「訓」の問題が原理的な次元で介在するからである。日本語を漢字の訓で書き記すという営為は、個々人の恣意と創意をはるかに超えたところで、日本語と漢字が出会う構造に深く基礎づけられており、個々人の書く行為は、その構造が形成する社会的な文字法——かりにそれが不完全で不自由なものであつたとしても——のうえに成り立っている。安萬侶が「訓」によって書くことにしたのは、そのような逆らいがたい慣習を自覺的に選んだからにほかならない。すぐれて共時論的なその考察を、古事記というテキストの成立事情に触れる範囲内で敷衍すれば、

およそ以上のごとくである。安萬侶がみずから「案出」した文字法を行使して古事記を書き下ろしたとする見方は、そこに、原理的なレベルから否定されていると考えてよいであろう。

いずれにしても「安萬侶書き下ろし」説は、表記史という通時的な観点からのみでなく、この国における漢字受容の構造という共時的な観点からも、きわめて成り立ちにくい説なのである。音訓交用で書くことが「安萬侶の據つた方法」であつたとする亀井氏の見解は、疑いもなく旧説の壁を克服しうる前提に支えられている。この点は、もっと重要視されるべきであろう。そこで、もし、その延長で先に見たジレンマの出どころを探ることが許されるとするなら、わたしたちは、亀井氏の理論が、ひとつの空白部を構成することで成り立っているという事実を指摘できるはずである。

氏の見地からみると、安萬侶がみずから選択した「方針」というのは、すでに行われている慣習的な文字法に依拠して古事記を書き上げていくことであるが、これが「資料主義」による編纂とびつたり接合しないことは明らかである。このもどかしさは、どちらか一方を消去しさえすればすぐさま解消されるにもかかわらず、その措置が施されていなのは、氏が、論述の次元をあくまでも文字法の構造にとゞ

めようとしたからである。そのばあい、古事記にみられる旧辞類の用字は特別の意味あいを帯びることになる。つまり、それは、たんに前時代の古い様式であるばかりでなく、まさにそのゆえにこそ、それは、日本語と漢字が出来るより始源の相——別の観点から言えば、慣習的な文字法を生みだす潜在的でより深い構造層に属するのである。亀井氏のモチーフは、その次元から古事記をよむことの可能性と不可能性を見極めることにほかならなかった。

しかるに、『古事記はよめるか』という論文において、そのモチーフは個々の事例によって理論的な枠組みが準備されているだけで、古事記の本文が総体として置かれるべき表記的な位相は最後まで明示されず、そのまゝ、空白のかたちで残されているのである。

### 三 施注者

にもかかわらず、亀井氏が、旧辞類から出たとおぼしき幾つかの事例を掲げて、大胆にも本文の総体を「資料主義」に基づく編纂であったと述べ、また、安萬侶がみずからの方針で（歌謡を除く）本文を書き改めたわけではない旨の発言をした意図は明らかであろう。言うまでもなく、氏は、その「資料」の表記的な位相を、個々に例示したもののそれと同一のところに想定しようとしているはずである。

すなわち、本文（資料）が書かれたのはその位相においてであり、したがってまた、本文の書き手が存在するの、その同じ位相においてでなければならぬ。

『古事記はよめるか』を繰り返してきて、わたしは、この論文が、右のことがらを必ず含むものと理解すべきであろうと考える。なぜなら、もしこれを見ないとしたら、この論文は、結局は解かれぬ難解さを抱えたまゝになり、そのため、わたしたちは、著者の志向したその根源的なモチーフを、たとえ幾分なりとも共有することさえ望みがたくなってしまうからだ。とはいえ、この問題には素朴に対処した方がよい。わたしたちがいま辿り着いているのは、「古事記は、だれが書いたか」というきわめて散文的な疑問なのである。もつとも、それは、物的な証拠が発掘されでもない限りは絶対に解けないだろうと思わせる点からすれば、文献学においては、さほど生産的な疑問の立て方ではないと言えるかもしれない。それならば、その非生産的な言い方は一時棚上げとし、同じ内容を文献学にふさわしい形態に変えてみるべきであろう。ストレートに言えば、古事記の書き手が安萬侶であることに疑問を提示し、古事記の本文と上表文の執筆者とを分離することである。本文の側から「安萬侶書き下ろし」説に疑いがもたれるのであれば、上表文の文面から、安萬侶がみずからの用字

方法で本文を新たに書き綴っていった旨を読みとるような解釈は、この際、慎重を期して、白紙に戻しておくべきであろう。そのうえで、安萬侶の「撰録」の実態として何が残るかといえ、まずは、「即、辭理匠見、以注明、意況易解、更非注」という一文に表明される行為、すなわち、かれが本文に注を施していったという事実である。この字句の解釈は、当然、それとして問題になるところではあるが、安萬侶が、いかなるかたちで本文に注を施したのかというその具体的な作業内容については、もう本文に直に尋ねるべきである。本文に挿入されている注は、安萬侶の作業現場をのぞき見る窓口である。たとえば、つぎに示す事例などから、わたしたちは古事記が撰録される工房にしのび込むことができる（以下、引用は日本思想大系『古事記』を用い、当該箇所は眞福寺本の丁付・行数で示す）。

【風木津別之忍男神訓風云加耶】（上／六オ七）

この訓注は「風木津別之忍男神」という神名の訓み方を示しているが、ここに施されている「訓木以音」という注は、いったい何を物語っているのであろうか。古事記に四十五例数えられる訓注は、この神名の「風」字を施注して「訓風云加耶」とするよう、ほとんどが△訓某云某▽の形式をとっている。ほかには「天一根如天」（上／六オ三）のように△訓某如某▽のかたちをとるものも四例ほどある

が、これは該字の常用の訓で訓むことを示したものとされている。<sup>③</sup>「天」をアメと訓むことが慣習的に固定されていたことを背景とした訓注であり、別の形態で訓むばあいは、「高天原」の「天」が「訓高下天云阿麻下效此」と指示されるごとく、その非慣用的な訓み方（アマ）が字音で示されている。例示した「風木津別之忍男神」の「訓木以音」という注は、「木」字を訓むのにこの漢字の音を用いるべきことを示したものとみられるのであるが、△訓某以音▽の形式が異例となっている。

亀井氏は、古事記の訓注の機能について、「ある一定の文字表現における漢字が、その具體的な文脈において、どういふ日本語の表現に（その文字から）還元されるべきかを示す」と述べている。「風木津別之忍男神」の「訓木以音」のばあい、万葉集に「木丘開道乎」（巻二・一八五）とある「木・丘」が「モ・ク」に当たった用字であることから、「木」の字音はモと考えられるので、この神名は、訓注の指示に従ってカザモツワケノオシヲノカミと訓むことができる。現行諸注は、ほぼこの認識で一致するが、しかし、なぜ「訓木以音」という特異な注が施されているのか、いずれも説明しかねている。

凡て註に以音といふは、假名なることを知らせたる物なる故に、何も此某字以音、幾字以音などある例なり、



然るに今訓木以音とあるは、例もなく理もなし、もし訓木ならば、云云々とこそ有べけれ、此註左右に誤あること疑なし。  
(記伝五之巻)

宣長は「以音」を「云宜」の誤りとし、この神名をカザゲツワケと改めた。これは勇み足としても、出されている疑問はまことに率直である。誤写でないとするれば、「訓木以音」は「木」を音でよむことの指示以外には考えられないので、「普通ならば『木字以音』とあるべきところ」(古事記全註釈)という疑いは、どうしても拭いきれない。宣長も右で述べているように、古事記においては、該字が音でよまれるべきことを指示するときには、△某以音▽の形式で注を施すのが通例である。これに則つて、「風木津別之忍男神」に「訓風云加耶、木字以音」というかたちで施注しても、なんら不都合は生じないように思われる。にもかかわらず、そうなつていないのは、然るべき理由がなければならぬ。なぜ「木字以音」が避けられているのであろうか。

【久羅下那州多陀用弊流之時流字以上十】(上／三ウ五)

【天之常立神訓常云登許】(上／三ウ七)

「以音」の「音」は、右の例を示さずとも、漢字の義を取りさつた字音のことであり、そのような字音で文字化されているのは、直接、クラゲナスタダヨヘルという日本語

の音形である。被注の文字は、意味にかかわらない。一方、訓注のばあい、被注の文字は意味を担った漢字である。亀井氏にならつて、ある漢字を一定の日本語の音形に還元することをヨムという術語で表すとすれば、注が指示するのは、被注字の字義に対応する日本語を、置かれている文字列の中でいかにヨムべきか、ということである。「訓常云登許」「訓立云多知」という注は、「常」「立」という漢字の義にかかわつて、しかるべき日本語でのヨミを指示する。このことは、ここに改めて言う必要もないほど自明なはずであるが、「風木津別之忍男神」に施されている「訓木以音」という注に関しては、その自明なところにまず逆らうのである。宣長が問いたしたのは、そのことであつた。「訓木以音」の「木ヲ訓ム」とは、「木」という漢字を、その字義に対応する日本語でヨムことなのに、「音ヲ以キル」の方は、その漢字を、字義を捨象して用いることの指示であるから、この注は、ひどく不可解なのである。

そこで、一転、視線を変じて、施注者(安萬侶)の側からアプローチしてみたい。注の処々に「下效此」という指示がみられることから、施注者が、本文を記すのと同時並行して注を付していったのでないことは明らかである。かれの眼前には、すでに本文が用意されている。注は、その本文の文字列を前後に互つて入念に点検したうえで施され

ている<sup>(4)</sup>。これは、施注者と本文に関する否定しがたい事実である。そして、わたしたちが知りうる別の事實は、施注者が、訓の注を付けるからには、あらかじめ本文のヨミを心得ていたということである。このふたつの基本的な事実から施注という作業をとらえてみると、施注者は、目の前に用意されている本文の文字列と、その裏側にある日本語のことばをつき合わせつゝ、本文の文字列が、ことばの表現にうまく還元できないような箇所<sup>(5)</sup>にヨミの注を施している、という経緯を知ることができる。「風木津別之忍男神」という部分に注が施されるのも、そのような作業現場においてである。

施注者にとつて、「風木津別之忍男神」という文字列とカザモツワケノオシヲノカミということばは、ある種の対立関係をおびている。「風木津別之忍男神」は、カザモツワケノオシヲノカミとヨムべきであるが、文字の表現とことばの表現は、必ずしもしっくりとは整合していない。「――忍男神」は「――ノオシヲノカミ」と訓みうるものとしても、「風木津別」とカザモツワケは、どうも、うまくかみ合わない。この文字づらは、訓まれるべき日本語のことばとは別に、それ自身で独自の意味を主張しているようにみえる。「風木津別」は「風木―津―別」であろう。この神名の前

後にある「大綿―津―見」「速秋―津―日子」などをあげるまでもなく、「津」の字を連体格助詞ツに当てることはほぼ慣習化しているので、それが、ごくふつうの受けとり方だと思ふ。ところが、カザモツワケの方には「カザモツワケ」となりにくい事情がある。神名や人名が「ワケ」をもつばあいは、「イハト―ワケ(石門別)」「オシローワケ(淤斯呂別)」「イザホ―ワケ(伊耶本和氣)」のように、通常は連体格助詞を挟まないからである。古事記にはホムチワケの転化とみられるホムツワケの他に、「――ツワケ」をとるケースはみられない。

「風木津別」が訓注を要するのは、この表記が、カザモツワケのヨミを保証しないからである。その際、なぜ「訓風云加耶、木字以音」とされなかったのかと言えば、施注者が、この文字列を「風木―津―別」のかたちに分節し、かつ、「風木」の連字に意味の表現を受けとつたためであろう。だから「木字以音」が嫌われたわけであるが、しかし、ここは必ず「カザモツワケ―(ノオシヲノカミ)」というかたちで呼ばれる神名でなければならない。あらかじめヨミを熟知する施注者にとって、このことは踏みはずせない制約なのである。ことばと文字表記のあいだには、語構成上のずれがある。「訓木以音」という注は、このずれを埋め合わせるために施されたものであろう。「風木津別」をカザ

#### 四 本 文

モツワケと訓みつゝ、「風木津別」の語構成に合わせるには、字音でモに当てられる「木」字に意味のふくみが暗示されねばならない。そのようなところから「訓木(以音)」という注形式が借用されているのであろうと思うのである。

「訓木以音」という矛盾した訓注は、このように、本文と施注者の緊張した関係を伝えている。けれども、それは、施注者がみずから齎したものであるか。施注者は、自分で筆をとった「風木津別」という用字に対して、そのような苦心を払っているのであろうか。この神名が置かれているのは、イザナキ・イザナミ二神が土や木や海、川、水の神々を生む文脈であるから、そのくらしいの文字の遊びが行われてもおかしくない。けれども、ヨミの便をはかつて、本文の文字列を細かに吟味しながら注を施す人物に、わざわざ、紛らわしい文字使いをしてその後始末に労を費やす意味があつたかどうか。かりにありえたとしても、その前に、わたしたちが見据えるべきは、施注者が本文に対してとっている分析的で客観的な立場であり、そしてまた、そこにおいて、かれが、本文の漢字表記と、その裏に並行して流れる日本語のことばとのギャップのために、たえず、緊張を要する作業を強いられていたという経緯である。

「風木津別之忍男神」に施されている「訓木以音」という訓注は、数ある注のなかでも、記伝以来もつとも難解とされてきたものである。

わたしたちの理解をこぼむ原因が、伝写の過程で生じたのではなく、すでに施注時に発生したものであるとするなら、その不可解さは、古事記の成書過程にさかのぼって解き明かしていくしかない。とは言え、誤写の可能性をまったく採用しないのも、かえって文献学の概念にそむく姿勢であろう。伝写の書物を扱う文献学は、つぎのような事例にどのように対処したらよいのか。これも、「訓木以音」におとらず、きわめて疑問の多い訓注である。

【八尺鏡訓八尺云】(十六才四)

「八尺鏡」の「八尺」はヤタではなく、訓注の指示どおりヤアタと訓むべきであると思われる。「八尺」のヨミを用いる特異さはしばらく脇に置き、ここでは、「尺」に「阿多」の訓が施されている問題に注目してみたい。宣長はここでも誤写説をとっている。

延佳が、尺當作咫と云るぞ宜き、こは決く寫誤れるものなり、まづ尺とあるを強いて助ていはば、八尺を咫

と云、十寸を尺と云は常なれども、周尺は八寸と云ことあり、又常に咫尺とも連ね言て、相遠からぬ字なれば、此記には佐加にも阿多にも、尺字を通用して、此に阿多と註せるも、佐加と混るゝ故なりとも云べけれど、猶よく思ふに然には非ず、何の古書にも、阿多には咫字のみ書て、尺と書る例なく、此記にも即白樺原朝段に、八咫鳥と書れば、此も必咫字なるべき物ぞ云々。

(記伝八之卷)

実証レベルでは、おそらく宣長の発言に尽きていると言つてよい。「八尺鏡」に近接して「八尺勾璣之五百津之御須麻流之珠」(上/十六才三)があり、また「八咫鳥」(中/二ウ八)の「咫」との対照もあるので、訓注がなければ、「八尺鏡」はまずはヤサカ(ノ)カガミと訓まれるところである。書紀の「鼻長七咫、背長七尺」(第九段第一書)に照らしても、「尺」と「咫」が混同されていた可能性はきわめて薄い。「八尺鏡」がヤアタ(ノ)カガミと訓まれるべきであるなら、書紀の「八咫鏡」(第七段本文)が正式の用字とみるべきであろう。古事記全註釈は、「尺」を「咫」の省文とする一案を試みているが、すぐ直前に「八尺勾璣」があるから、この見方も成り立ちにくい。

諸本がみな「八尺鏡」で異同なく、しかも、「尺」を「咫」に通用したことも考えられないとすれば、「八尺鏡」は「八

咫鏡」の誤りと考えるしかない。それならば、その誤写はいつ発生したのか。施注者が注を施した時点でないことだけは確かである。「訓八尺云八阿多」とあるのは、施注者の目にした本文が「八尺鏡」と記されていた事実を示している。誤りは、すでに施注以前に生じていたのであり、施注者は、それにそのまゝ注を付けたわけである。そのばあい、かれが、その誤りに気付いていたか否かは微妙な問題であるが、少なくとも、「八尺鏡」がヤアタ(ノ)カガミと訓まれるべきことだけは知っていた。これを手掛かりにして推察してみると、「訓八尺」というように訓注の不要な「八」があえて併記されたのは、ひよつとして、施注者が、「八尺」は「八咫」のまちがいであることに気付いたためではないか、とも考えられる。「尺」に「阿多」の訓をつけるのは、施注者ならずとも抵抗があるので、「尺」をアタと訓むのは、この箇所この「八尺」のばあいに限る、という配慮がはたらいたのであろう。

いずれにせよ、わたしたちは、ここでも、本文の文字列とその裏にある日本語のことばとのずれを、醒めた眼差しで調整する施注者の姿を見ることができ、訓注の機能に關して、きわめて原理的な次元から問題を提出したのは亀井氏であったが、その後の研究では、施注の目的という観点から詳細な検討が加えられている。とりわけ重要なのは

小松英雄氏の研究であつて<sup>⑥</sup>、氏は、訓注が、希用字や古語のヨミを示すものという見方は文脈状況にそぐわず、施注は、あくまでも、「よみまちがいのおこりやすい箇所」に注記をくわえて、あらかじめ、誤解を防止しておく<sup>⑦</sup>ための措置であるとする。そして、よみまちがいが生じるのは、「漢字をつらねた字面をよみとる際に、意味のきれめをとりちがえて、撰録者の意図したところが誤解されやすい」からであり、そのような部分に「文字のきれつづきを明示する目的」で注が施されるという。施注の目的という点に関しては、小松氏の見解に従うべきケースが少なくない。けれども、氏は、一貫して「撰録者」をそのまま「本文の書き手」とみなしている。

施注者が、本文の文字列に綿密な吟味をくわえたのは、小松氏も強調する通り、もはや紛れもない事実である。けれども、その同じ人物が、同時に本文の書き手であつたかどうかは、そのことと区別して考えねばならない。なぜなら、「八尺鏡」の書き手はけつして施注者ではなかつたからだ。「風木津別之忍男神」についても同様である。そもそも、施注者には、はじめから本文を書き改める作業が課せられていなかったのではないか、と思わせるふしがある。

【於梭衝陰上而死<sup>訓陰上</sup>云富登】（上／十五ウ一）

これも、本文の方に問題のあるケースである。訓注には何ら問題はない。なぜ「陰上」とされているのであろうか。古事記のなかでホト、ないしミホトに当てられる用字はつぎのようになっている。

- ① 所殺迦具土神之於頭所成神名……次於陰所成神名、  
闇山津見神  
（上／八オ八）
  - ② 於頭者大雷居、於胸者……於陰者柝雷居  
（上／九オ四）
  - ③ 所殺神於身生物者、於頭生蚕……於陰生妻  
（上／十七オ七）
  - ④ 於是、日耀如虹、指其陰上  
（中／四三オ一）
  - ⑤ 因生此子、美蕃登<sup>此三字以音</sup>見炙而病臥在  
（上／七オ五）
  - ⑥ 掛出胸乳、裳緒忍垂於番登也  
（上／十六ウ一）
  - ⑦ 突其美人之富登<sup>此二字以音</sup>  
（中／六オ一）
  - ⑧ 御陵、在畝火山之美富登也  
（中／八ウ六）
- このように並べてみると、用字法に傾向があることが分かる。①～③の「陰」は、いずれも頭・手・胸など身体各部分を列挙する文脈で用いられ、字音で書かれる⑤～⑧は、すべて陰部が単独であらわれるばあいである。これにならえば、いま問題にしている「於梭衝陰上而死」のホトは、字音で表記されるべきところである。この部分の訓注

に基づいて、④の「陰上」もホトと訓むのが通例となっているが、陽光が指すという情景を想いえがけば、文字の通り「陰ノ上ヲ指シ」とする方が適切であろう（古典全書がこの訓み方をとっている）。しかし、「於梭衝陰上而死」のばあい、この「陰上」が、「陰ノ上ヲ衝キ」では話が展開しない。これを防ぐための注であることははっきりしているが、かりに、施注者が本文の書き手でもあったとするならば、このような誤読をまねきやすい文字使用をしたのか。小松氏は「二字でその意味をこまかくあらわし」と述べているが、この文脈でその必要はないと思う。紛らわしく書いて注を付ける手間があるのなら、字音にせずとも、せめて「於梭衝陰而死」くらいの用意がほしいものである。しかし、もつとも実情に即した推定は、施注者の手元にある本文が、すでにそのように書かれていて、かれは、それにひとつも手を加えないでただ注のみを添付していった、ということであろう。

このように個々の事例に深入りしてみると、本文と施注者の関係がかなり具体的に浮かび上がってくる。これまでの検討からすれば、亀井氏の言う「資料主義」という観点を受け入れやすい下地が整いつつあるといつてよい。しかしながら、安萬侶の編纂作業を「かれとして、いはゆる資料主義をとる責任があつた」というのは、ばあいによつて

は、問題の焦点をぼかすことになりかねない述べ方である。「安萬侶の方針」に引きずられたためであろうが、つぎの一節も同様と思われる。

一體、「訓ヲ以テ録」した散文の部分を、韻文のやうに表現の細部にいたるまで、一定の、このヨミ、かた以外ではいけないといふかたちでヨムことをヤスマロは要求してゐたらうか。それを要求しなかつたからこそ、歌謡の部分だけを、あのやうなかたちで書きのこしたものであらう。しかし、それなら、古事記は、よめないか。いな——。それは、完全なかたちではヨメない。しかし、訓で書いてあるからには、よめる。すなはち、ヨメなくてもよめるかきかたの方が、有意義——*profitable*——であると、すくなくとも、ヤスマロの考へとしては、判断せられたにちがひない。

「ヨム」「よむ」「訓」は、「クン」「くん」とともに、『古事記はよめるか』ではいづれも術語として使用されておとめると、「訓」は△漢字本来の字義▽、「くん」は△「訓」に対応する日本語のことば▽であり、「クン」は△「くん」の音的資料相（音形）＝「和訓」▽である。そして、「ヨム」とは△漢字の文字列を「クン」に還元する▽ことであり、「よむ」とは△「クン」に還元した「ヨミ」に基づいて漢字

の表現内容を理解していくことである。これらの術語は、すべて、日本語が漢字と出会う構造の分析から導きだされている。そのレベルでは十二分に機能するけれども、右に引用したなかでは、論旨にやゝ空回りがみられる。

氏も随所で示唆するとおり、「訓」と「クン（和訓）」の対応ないし結合は、「伝統」や「社会的な因習」を背景として形成されるので、古事記における「訓」の表記が、かりに「ヨメなくともよめるかきかた」であったとしても、それは安萬侶個人の「要求」や「判断」として取り出されるべきものではなく、あくまでも、日本語と漢字が出会う構造にはらまれる制約としてとらえるべきことがらであろう。右に述べられているのも、結局はそのことにほかならない。亀井氏は、みずからの直面したジレンマを、みずからの掘り下げた原理の方に撤回していかざるをえなかった。先の引用部が、「古事記のテキストを、純粹に文獻訓話のたちばから検討しなほすべし」という「希望」につゞけられるのは、そのためである。氏の原理に立つていえば、日本語は、「ヨメなくともよめるかきかた」という制約を引き受けたときに、はじめて文字化される前提を形成したのである。しかし、このことは、古事記の本文の書き手には当てはまっても、本文の施注者には当てはまらないだろう。なぜなら、訓注とは、本文がまさに「よめる」ことから生じる

「ヨメない」という弊害を取り除く役割を担っているからだ。施注者は、本文を「ヨメる」ものにすべく苦労しているのであつて、そうせざるをえないのは、本文が「ヨメなくともよめるかきかた」になっているからである。これまで触れてきた「風木津別之忍男神」「八尺鏡」「於梭衝陰上而死」は、いずれも、「よめる」ことのために、しかるべきヨミに還元しえないケースであつた。ヨミの注を施すものと、「ヨメなくともよめるかきかた」になっている本文とのあいだには越えがたい溝がある。その模様を、いまひとつの例で注視してみたい。

【二柱神立訓云天浮橋而】（上／四オ一）

【天忍穗耳命、於天浮橋多志此三字而詔之】（上／二八ウ三）

このふたつの文字列は、被注部が、一方は「訓」で書かれ、他方は「音」で書かれているが、その裏にある日本語の構文が同じである。しかし、わたしたちがそのこと知りうるのは、あくまでも注によつてであり、もし前者に訓注が施されていなかったなら、これらが何の疑いも抱かれずに同じ構文でよまれていたかどうか、必ずしも保証のかけりではない。小松氏の明らかにしたように、訓注を取り除いた「二柱神立天浮橋而」という文字列は、「二柱神、天浮橋立テテ」と「二柱神、天浮橋立テテ」の二通りの理

解——亀井氏のいう「よみ」を許容するからである。「ヨメ  
なくてもよめるかきかた」とは、すなわちこの類いの書き  
方である。しかし、ヨメないとしても、漢文としてはこれ  
で正格な書き方であるから、かりに、書き手がヨムことを  
最優先する意図をもたず、たんに日本語を漢文の枠におさ  
めようとするだけなら、この類いの書き方になつてもいつ  
こう構わない。

後者のばあいは、ヨメる書き方を志向している。だが、  
漢文の正法を踏みはずしているので、この「天忍穗耳命於  
天浮橋多志而詔之」という文字列は、「訓」としてはほと  
んどよめない。この二例をとつて言えば、古事記の本文  
は、「ヨメなくてもよめるかきかた」と「よめなくてもヨメ  
るかきかた」の両極に粹どられつつ、その振幅の範囲内、  
可能なあらゆる書き方が試みられていと言つてもよい。  
そこにあるのは、書きざまの多彩さであり、文字化への渴  
望である。施注者は、かれが知りえていたただ一筋のヨミ  
の脈絡に導かれつつ、その無軌道といつてよいほど自在に  
綾なす文字の氾濫と対面している。その文字列は、かれに  
とつては、書き改めることはもとより、おそらくわずかの  
修正ですら加えるべきものではなかつたと思われる。「二柱  
神立浮橋而」がヨメないのは、日本語の格関係(ノヲ・ニ)  
が不明なためである。これを弁別するには、「二柱神立於天

浮橋而」というたった一字の導入で済ませなくもないはず  
なのに、そのようなことは、かれの作業項目のなかには入  
っていないのである。

## 五 おわりに

施注者の取り扱っているそのような本文は、いったい、  
だれが書いたのか。この問題は、わたしたちの興味をつよ  
く惹きつけるが、謎解きの面白みはあまりない。犯人が分  
かつて事件の真相はかれの背後にあるのと同様、古事記  
の本文に関する問題も、書き手の工夫や方針が、その形  
成に関与した度合いはさほどたいしたものではないからだ。  
亀井氏の「古事記はよめるか」という論文は、何より  
も、その問題設定の根源性によつて古事記の書き手の意義  
を低めるものである。だから、氏が、古事記の書き手を素  
朴に安萬侶とみなしたことで、論述に多少の難解さもち  
込んだことはあつたとしても、日本語が漢字と出会う構造  
を見据えるというそのモチーフ自体は、いさゝかも後退す  
ることはなかつた。けれども、亀井氏の理論から——つま  
り、氏の思考のゴールからスタートせざるをえないわたし  
たちは、氏の論考を無用に曇らせている要素をかかええ込  
むだけの余裕はない。氏の理論が、かりに「資料主義」を  
よしとしているのであれば、この方向を不透明にする人古



事記の書き手―上表文の執筆者―太安萬侶<sup>▽</sup>という等式は、はつきりと疑ってかかるべきである。上表文で、はたして、そのような等式がのべられているのかどうか。かりそめにも、亀井氏の後塵を拜して「古事記は、よめるか」を考えようとするなら、右の疑問は、「古事記は、だれが書いたか」という構えで事前に解決しておくべき問題であろう。

そこで、やゝ唐突ながら、古事記の成書過程について私見を述べれば、大略、以下のごとくである。すなわち、安萬侶は、稗田阿礼の誦習した文献を撰録したわけであるが、その阿礼の誦習本とは、天武十年に「記定」された「帝紀及上古諸事」のことであつた、と――。このように、古事記が成書される基点を天武十年の記定本に求めたい試案からすれば、安萬侶の扱つた本文の書き手を推定する手がかりがないわけではない。

天皇御于大極殿、以詔川嶋皇子・忍壁皇子・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事。大嶋・子首、親執筆以録。

(天武紀十年三月丙戌)

ここに、控えめに「大嶋・子首、親執筆以録焉」と記されている記定本の執筆者、中臣大嶋と平群子首が資料的に

はどうしても無視できないので、わたしとしては、さかのほれば、この二名の人物が古事記の本文の書き手であつたろうということを念頭に置いて、先に見たような本文の様態をとらえてはどうかと考えている。むろん、もつとも大切なのは、かれらの生きた時代に本文の表記的位置を定めて、その<sup>△</sup>現在<sup>▽</sup>の方に、亀井氏の解明した日本語と漢字が会合う構造をスライドさせ、その時代の文字化状況の現実から、古事記の文字列をよみなおすてだてを探ることである。このあたりの問題については、別の機会に考えてみたいと思う。

注(1)

亀井孝「古事記はよめるか―散文の部分における字訓およびいはゆる訓讀の問題―」(一九五七年二月、『古事記大成・言語文字篇』所収。後に亀井孝論文集4『日本語のすがたところ』に収録)。

(2) 小谷博泰「宣命体の成立過程について―藤原宮跡出土木簡をめぐって―」(一九七一年一月)同『藤原木簡の用字および表記について』(一九八三年九月。ともに『木簡と宣命の国語学的研究』所収)。

(3) 小林芳規「古事記の用字法と訓読の方法―訓注よりの考察―」(一九七一年一月、『文学』三九ノ一一)。

(4) 久田泉「古事記」音読注・訓読注の施注原理―「下效此」の場合―(一九八三年九月、『国語と国文学』六〇ノ九)を参照されたい。

(5) 山口佳紀『古事記』訓注小考―その施注態度について―(一九八八年六月、『論集上代文学』第十六冊)を参照されたい。

(6) 小松英雄『国語史学基礎論』(一九七三年一月)。前掲の久田・山口論文は小松論を襲い「安萬侶書き下ろし」説をとる。なお、前掲の小林論文は「訓漢字」(「書記用漢字」ともいわれる)という概念を立てて書記行為の社会性を注視するが、やはり「安萬侶書き下ろし」説を脱していない。「訓漢字―書記用漢字」概念そのものは亀井理論とも深い繋がりがあり、上代の文字法を解明するうえで重要と考えられる。

(7) 拙稿「阿礼誦習本の系統」(一九八七年六月、『国語と国文学』六四ノ六)。これに関連した上表文の読み方については、拙論「古事記生成論の前提―記定・誦習・撰録―」(一九八七年二月、『国文学論輯』九)を参照されたい。